

2020 年 5 月 21 日

東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

株式会社ディー・エヌ・エー

代表取締役社長 守安



吸収分割に関する事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

当社は、株式会社マンガボックス（以下「マンガボックス」といいます。）との間で、当社を分割会社、マンガボックスを承継会社とし、2020 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社の「マンガボックス」の名称で運営する事業に関する権利義務をマンガボックスに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に関する契約を締結いたしました。

本件分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

2020 年 5 月 21 日付で当社とマンガボックスにて締結した吸収分割契約書は、別紙の通りです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本件分割に際しては、マンガボックスは、当社に対してマンガボックスの普通株式 9,080 株を交付します。当社はマンガボックスの発行済株式全部を所有していることから、交付株式数は、承継対象となる資産及び負債について評価を行い、かつマンガボックスの 1 株あたりの価値と比較検討の上、マンガボックスとの協議により決定したものであり、相当であると判断しております。また、本件分割によるマンガボックスの資本金及び準備金の増加額は、本件分割後のマンガボックスにおける機動的な資本政策を考慮し、会社計算規則に基づき決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（1）吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

マンガボックスの成立の日（2020 年 5 月 18 日）における貸借対照表は以下のとおりです。

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	0
流動資産		（純資産の部）	
現金及び預金	1,000,000	資本金	1,000,000
資産合計	1,000,000	負債純資産合計	1,000,000

（2）吸収分割承継会社の成立日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）吸収分割承継会社の成立日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

- ① 当社は、2020 年 4 月 1 日付で、当社が「MOV」の名称で運営していたタクシー配車アプリ等の事業を、株式会社 Mobility Technologies（旧商号 JapanTaxi 株式会社）に対する吸収分割（当社においては簡易分割）により会社分割いたしました。
- ② 当社は、運転資金の確保を目的として、2020 年 5 月 1 日までに、取引銀行 4 行より、総額 20,000 百万円の借入を実行いたしました。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

（1）当社について

当社の最終事業年度末日（2020 年 3 月 31 日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 193,508 百万円及び 38,625 百万円であるところ、本件分割によりマンガボックスに承継する予定の資産及び負債の額はそれぞれ 427 百万円及び 434 百万円であることから、本件分割後においても当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上より、本件分割後においても、当社の債務については、履行の見込みがある

と判断いたします。

(2) マンガボックスについて

マンガボックスの設立の日における貸借対照表は5.(1)記載のとおりであるところ、当社がマンガボックスに承継させる予定の資産の額及び負債の額はそれぞれ427 百万円及び 434 百万円ありますが、マンガボックスは、本件分割の効力発生日と同日において、第三者割当増資（発行する普通株式 8,820 株、増加する資本金 441 百万円、増加する資本準備金 441 百万円）を実施する予定であるため、本件分割後においてマンガボックスの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

以上より、本件分割後においてもマンガボックスの債務の履行の見込みがあると判断いたしました。

以上

--

別紙 吸収分割契約書（原本写し）



吸収分割契約書

株式会社ディー・エヌ・エー（以下「甲」という。）と、株式会社マンガボックス（以下「乙」という。）とは、甲が「マンガボックス」の名称で運営する事業（以下「本件対象事業」という。）を乙に承継させる吸収分割について、以下の通り吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事会社及び会社分割の方法）

- 1 甲は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、本件対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。
- 2 本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ディー・エヌ・エー
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社マンガボックス
住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

第2条（承継する権利義務）

- 1 甲は、本件分割により、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する別紙「承継する権利義務の明細」記載の資産、負債その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。但し、その移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件とする。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

第3条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式9,080株を発行し、前条に基づき承継する権利義務の対価として甲に割り当て交付する。

第4条（本件分割に際して増加する資本金及び準備金）

本件分割に際して増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が定める。

第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2020年7月1日とする。但し、本件分割の手續上の必要性その他事由により、甲及び乙は合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認等）

- 1 乙は、本件効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会の承認を得るものとする。
- 2 甲は、会社法784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
- 3 甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手續その他関連法令により本件会社分割の効力を発生させるために必要と定められた前2項に定めるもの以外の手續を終えるものとする。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本件効力発生日後においても、乙が承継する本件対象事業について、一切の競業禁止義務を負わないものとする。

第8条（本契約の変更等）

本契約は、本件効力発生日までの間に限り、甲及び乙の書面による合意により、変更または解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

2020 年 5 月 21 日

甲： 東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号
株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役社長 守安 功



乙： 東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号
株式会社マンガボックス
代表取締役 安江 亮太



【別紙】「承継する権利義務の明細」

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件対象事業に属する売掛金、関係会社売掛金及び前払費用

(2) 固定資産

以下の商標権

- ・ 商標登録第5679448号（商願2013-098844）
- ・ 商標登録第5679447号（商願2013-098843）

本件対象事業に属するソフトウェア。但し、本件対象事業以外の甲の事業で利用されるソフトウェアを除く。

2. 承継する債務

(1) 流動負債

本件対象事業に属する未払金、関係会社未払金、前受金。但し、借入その他の有利子負債に係る債務、簿外債務、偶発債務、潜在債務、本件対象事業以外の甲の事業で利用される負債及び本件対象事業に従事する労働者に対して負担する債務を除く。

3. 承継する契約

本件対象事業に関する一切の契約（本件対象事業の会員との契約を含む。）

但し、上記のうち以下に掲げる契約は除く。

- ・ 本件対象事業以外の甲の事業で利用される契約
- ・ 本件対象事業に従事する労働者に係る労働契約
- ・ 本件対象事業にかかる漫画作品等をゲーム化する権利を含む本件対象事業に関する契約のうち、別途甲及び乙の間で合意したもの

以上

（昭和）年（月）日

第（ ）号

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）

（ ）